

令和5年度

包括外部監査結果報告書

「都市魅力産業スポーツ部の財務事務について」

【概要版】

令和6年3月

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 前川 英樹

目次

第1章	包括外部監査の概要（報告書本編3頁から5頁）	3
Ⅰ.	包括外部監査の種類	3
Ⅱ.	選定した特定の事件（テーマ）	3
Ⅲ.	事件（テーマ）を選定した理由	3
Ⅳ.	包括外部監査の対象期間	3
Ⅴ.	包括外部監査の視点、実施方法	4
Ⅵ.	包括外部監査の実施期間	4
Ⅶ.	外部監査人補助者の資格及び氏名	5
Ⅷ.	監査の結果及び意見の定義	5
Ⅸ.	利害関係	5
第2章	包括外部監査の結果及び意見（報告書本編48頁以降）	6
Ⅰ.	監査の結果及び意見の一覧	6

・本報告書は「令和5年度包括外部監査結果報告書」（以下、報告書本編という。）を要約した【概要版】であり、詳細については報告書本編を参照されたい。

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 金額表記

報告書に記載している金額は、原則として消費税等込で表示している。

- 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り上げて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として東大阪市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

- 報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

- 参考文献・参考資料

- ✓ 日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」(平成 16 年)
- ✓ 地方財務制度研究会編 2007 『地方財務ハンドブック〈第 4 次改訂版〉』ぎょうせい

第1章 包括外部監査の概要（報告書本編3頁から5頁）

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

都市魅力産業スポーツ部の財務事務について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

全国的に少子高齢化・人口減少が進む中で、東大阪市においても、人口減少が見込まれている。人口減少は、労働力人口の減少、東大阪市の財政規模にも影響し、財政縮小が行政サービスの低下につながりかねないため、東大阪市でも様々な施策が展開されているところである。

東大阪市「第3次総合計画」では、めざす将来像として、選ばれるまちとなる施策を積極的に展開するなど、人口減少対策を推進し、一定の人口確保を目指されており、重点施策の一つとして、「人が集まり、活気あふれるまちづくり」を掲げている。

具体的には、この「第3次総合計画」のもと、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、「第1次実施計画」を策定され、「都市魅力産業スポーツ部」においては「東大阪市商業活性化方針」など関連する方針を策定の上、事業の実施を進められ、多数の事業が「第1次実施計画」において、重点施策や計画対象事業に位置付けられている。

また、上記事業は商工費として執行されるが、令和3年度決算で3,472百万円であり、今後も関連費用が増加していくことが想定される。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
商工費	2,344	2,427	2,962	6,262	3,472

これらの事業が「第3次総合計画」の下、有機的かつ一体的に運用され、効果的な事業として成果が上がっているかについては、市民の関心も高いものと考えられるが、これまで直接的に包括外部監査のテーマとして取り上げられたことはない。

以上より、都市魅力産業スポーツ部の財務事務に関して、合規性のみならず効率性及び有効性の観点から内部統制の取組状況や評価を図る仕組みを検証することは有用性が高いと判断した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和4年度

ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の一部を含む。

V. 包括外部監査の視点、実施方法

1. 監査の視点

(1) 総合的な視点

都市魅力産業スポーツ部創設の経緯を踏まえて目的が達成できているか

(2) 個別事業・外郭団体に関する視点

都市魅力産業スポーツ部の事業費の主な内訳は第2章に記載のとおりであるが、このうち、令和3年度の包括外部監査対象となっている負担金補助及び交付金については、監査対象から除外している。その結果、監査対象は指定管理業務を含む委託業務が大部分を占めており、また、外郭団体が関与する事業が多い状況にある。主な監査対象である委託業務、外郭団体に関する監査の視点は下記のとおりである。

① 委託業務等

- 契約締結理由に合理性があるか
- 契約締結先の選定手続きは適切に行われているか
- 契約締結内容は合理的であるか、委託料は適切に算定されているか
- 契約業務に関して、適切な完了確認がなされているか
- 契約業務に係る効果の評価は適切になされているか
- 委託業務に係る事務執行体制は、今後どうあるべきか

② 外郭団体

- 各外郭団体に係る事務の執行は関係する法令や条例等に基づき適切に行われているか
- 各外郭団体による事業の実施方法は東大阪市の施策を推進するにあたって、最適なものが選択されているか
- 東大阪市と各外郭団体は十分に連携し、各外郭団体の方向性について認識を共有しているか
- 各外郭団体に対する東大阪市によるモニタリングは有効に機能しているか
- 外郭団体のあり方と指定管理者制度の関係性について十分な検討を行っているか
- 各外郭団体におけるガバナンス体制は有効に機能しているか

2. 監査の実施方法

- 調査票による事前調査
- 関係書類の閲覧・分析
- 監査対象とした事業及び外郭団体の関係部署・指定管理者・外郭団体へのヒアリングの実施

VI. 包括外部監査の実施期間

自 令和5年6月26日 至 令和6年3月25日

VII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	堀井 孝彦
公認会計士	谷口 昌央
公認会計士	松永 雄二
日本公認会計士協会準会員	田島 宇晴
日本公認会計士協会準会員	橋本 大輝
日本公認会計士協会準会員	多賀井秀真

VIII. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項 なお、今回示した総括意見は全て「意見」であり、対応策についての「提案」は一案としての提示である。

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見（報告書本編 48 頁以降）

I. 監査の結果及び意見の一覧

当包括外部監査を実施した結果及び意見を概観するために、以下に一覧表を掲げた。

（包括外部監査結果及び意見の一覧表）

No	監査の結果又は意見	監査の結果又は意見の区分
1	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	
1-1	組織再編に対する自己評価が実施されていない。	総括意見①-1
1-2	組織再編に関して、進捗・事後評価を念頭に置いた目標設定がされていない。	総括意見①-2
2	課題解決に応じた施策の成果（アウトカム）の設定と、具体的活動が成果に結びつく仮説（ロジック）についての検討・検証について	
2-1	個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。現在の施策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらすものであるのかということについて、そのロジック（仮説）も含めて見直す必要がある。	総括意見②
3	委託に関するルールについて	
3-1	給付の完了を確認する検査と共に、契約の適正な履行を図るために「監督」を行うことが必要な場合もある。検査にとどまっている場合が多く見受けられたが、重要性と経済性を勘案して監督の実施に努めることが必要である。	総括意見③-1
3-2	「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」であっても、契約保証金を免除するには、「各委託先の財政状況等を検討」することが求められる旨が、手引書により示されている。しかし、検討に際しての具体的な指針がない。	総括意見③-2
4	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	
4-1	契約規程がない、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規程の未整備や規程からの逸脱が散見された。外郭団体の組織運営・管理に係る一般原則を定められたい。	総括意見④

各事業（指定管理業務を除く）に関する結果及び意見				
事業No	事業名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は意見番号
1	東大阪市事業 継続応援金 支給経費 （負担金補助 及び交付金）	産業総務課	事業者がどのように制度概要を把握しているかを十分に把握できていないところがあった。今後、同様の事業を実施する場合は、利用者目線での意見を考慮し、事業者に加え事業者と関係のありそうな士業団体、公認会計士、税理士及び中小企業診断士の地域会等にも案内周知することを検討されたい。	意見1
1	東大阪市事業 継続応援金 支給経費 （負担金補助 及び交付金）	産業総務課	申請者の資格要件として、「事業の継続及び立て直しをする意思があること」としていたが、実際に事業の継続性等の有無を確認する方法は当初から検討していなかった。根拠を具体的に確認で	意見2

			きないものを資格要件とすべきではない。	
2	中小企業融資事業	産業総務課	制度開始から15年が経過しているが、設定している金利を継続していることについて効果検証を実施していない。事業開始から一定期間が経過し、経済情勢も大きく変化していることを踏まえ、東大阪市の今後の財政見通しや同制度を実施している他市の状況を考慮し、また、金融機関からの意見を入手するなどを行い、現在設定している金利の効果を検証しておくことが望まれる。	意見3
3	新たな観光まちづくり推進事業	国際観光室	これまで開催してきた情報を活かした成果や地域経済の活性化の効果は事業の成果物である報告書には説明されていなかった。当事業を今後も継続するのであれば、中長期的な事業効果を設定し、それを達成できるような業務仕様とすることが望まれる。	意見4
4	勤労市民センター整備事業	労働雇用政策室	当初契約から16,541千円(39.2%)の変更契約が締結されている。しかし、追加工事について他業者から見積りを取ることなく当初契約の契約者に対して発注が行われている。工事を最も経済的かつ効率的に行えるかの観点に立ち返り、契約方法について事前に十分な検討を行うべきである。	結果1
5	保健体育施設整備事業	市民スポーツ支援課	元請業者が下請業者から徴取している暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書について、一部の下請業者から徴取している誓約書の日付が空白となっている。元請業者と下請業者が契約を締結する時点で、誓約書を入手するとともに、発注者としてチェックを行い形式面での不備がなくなるように改善すべきである。	意見5
6	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)	産業総務課	原契約における業務期間と再委託期間に相違が見受けられた。再委託承認願を入手した際に、記載内容を確認し誤りがあれば修正を求めるべきであった。	意見6
6	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)	産業総務課	完了検査について、様式に即した自署捺印等がされておらず、また、仕様書等の要求を満たしているかをチェックした書面が残されていなかった。少なくとも様式に即した検査実施者による自署捺印は必須であり、加えて、適切に完了検査を実施したことを疎明する証跡を作成保管しておくことが望ましい。	結果2

6	東大阪市事業 継続応援金 支給経費 (委託料)	産業総務課	東大阪市は、現地視察を実施していたとのことであるが、視察内容を記載した書面や写真等の証跡については残していなかった。また、出勤簿を提示させることができるようになっていたが、日々の出勤状況までは確認していないとのことであった。視察における確認状況を記録で残しておくことは東大阪市の履行確認を説明できるものとして有益であるし、出勤簿をサンプリングして入手・査閲することも委託先にとっては一定の牽制になるため、これら実施に取り組みたい。	意見 7
7	就活応援窓口 事業	労働雇用政 策室	実施しているセミナーの参加率に濃淡がある。実施しているセミナーの開催頻度や定員について工夫することが望ましい。	意見 8
8	ウィルチェア スポーツコー ト整備事業	花園・スポ ーツビジネ ス戦略課	ウィルチェアスポーツコートフェンスの当初設置時にフェンスの高さについて十分な検討ができていなかったことから、後日、別途防球ネットの設置工事を実施している。当初工事の実施にあたり、より十分な検討を行うことが望ましい。	意見 9
9	企業経営 サポート事業	産業総務課	契約の相手方を特定していることから、財務規則第 108 条のただし書きを適用し、他社から見積もりをとるのは不可能であったとしている。しかし、価格設計の透明性を担保するために見積徴取は可能であったと考えられ、本件が「特段の事情があるとき」とであると限定的に取り扱うことに検討の余地があったと思慮する。今後、同様の契約を検討する際には、価格設計に透明性を担保することを考慮し、契約の相手方以外からも見積書を徴取することを検討されたい。	意見 10
9	企業経営 サポート事業	産業総務課	民間事業者とのバランス及び事業継続の観点から、今後は東大阪市の商工会議所等と連携しながら利用者目線に立った事業構築並びに東大阪市の支援の方法を検討していくことが望まれる。	意見 11
10	高付加価値 新製品開発 支援事業	モノづくり 支援室	事業に関連する、自社製品企業数や、下請け企業数など、事業に関連する指標の趨勢を把握し、事業の効果を評価していくことが望ましい。	意見 12
10	高付加価値 新製品開発 支援事業	モノづくり 支援室	完了報告書に付されていた収支計算書の日付が令和 4 年 3 月 30 日と誤ったまま完了報告書受領起案を決裁していた。様式に即した検査実施者による検査記録がなされておらず、少なくとも、	結果 3

			様式に即した検査実施者による自署捺印は必須であり、加えて、確認証跡を残すことにより十分な確認が行われるよう取り組まれない。	
11	モノづくり 若年者等就業 支援事業	労働雇用政 策室	求職者向け情報パンフレットは紙媒体により発刊されている。紙媒体ではなく電子媒体で発刊することによる、費用抑制効果についても検討が必要である。	意見 13
12	商工会議所補 助金・委託料	モノづくり 支援室	履行状況を年度末の完了報告書でしか把握できていない。毎月もしくは四半期ごとに商工会議所から実績が確認できる資料を取り寄せ、業務内容の履行状況や問題発生状況等を適宜把握することが望ましい。	意見 14
12	商工会議所補 助金・委託料	モノづくり 支援室	契約保証金免除の根拠が乏しい。契約保証金を免除する場合には、委託先の財政状態等を確認、検討の上、検討内容を決裁書類上明確にすることが望ましい。	意見 15
12	商工会議所補 助金・委託料	モノづくり 支援室	モノづくり支援室によると、一般管理費は「10%もしくは受託者の直近の決算により算定した一般管理費率のいずれか低い率で算定する」という方針を採っているとのことである。しかし、実際には、受託者の直近の決算による一般管理費率を算定することなく、10%を機械的に適用しており、自ら定めた方針を遵守していなかった。	結果 4
13	若者自立支援 援助事業	労働雇用政 策室	事業の効果指標として、進路決定者数を指標としているが、定着率についても指標に追加することを検討されたい。	意見 16
14	花園ラグビー 場整備事業	花園・スポ ーツビジネ ス戦略課	工事の実施にあたっては、費用削減効果の調査を実施することが望ましい。	意見 17
15	モノづくり 教育支援事業	モノづくり 支援室	過去において、体験者数枠の関係で、申込者の一部がモノづくり体験教室を体験できない状況となっている。モノづくり体験教室の申込者全員が、モノづくり体験教室を体験できるよう過去の申込者数等を参考に、体験者数枠の拡大について検討されたい。	意見 18
15	モノづくり 教育支援事業	モノづくり 支援室	事務全般の業務について再委託に出されており、再委託費が委託費の大半を占めているにもかかわらず、再委託費の中身について所管所属は詳細な検討をしていない。再委託費の中身について検討することが望ましい。	意見 19

15	モノづくり 教育支援事業	モノづくり 支援室	委託事業のアウトカム指標として、モノづくり体験教室への体験人数を設定している。所属所管はモノづくり体験教室の体験者にアンケートを実施し、体験者の満足度の分析を実施しており、満足度分析の結果をアウトカム指標として活用されることを検討されたい。	意見 20
16	魅力アピール 推進経費	国際観光室	本契約において、仕様書の重要な部分であるデジタルブックの配信回数の記載が明確に示されていない。受託者にとって適切な履行を確保するために、実施回数や実施時期などの仕様書の重要な項目については明確にしておくことが望まれる。	意見 21
16	魅力アピール 推進経費	国際観光室	デジタルブックは、東大阪市の魅力発信の重要なツールとして導入されたものであるから、過年度実績を参考にするなどして事前に目標値を設定し、取り組んだ事業効果について検証するべきである。	意見 22
17	オーパススポーツ施設情報システム経費	市民スポーツ支援課	予約システムの登録者数及びスポーツ施設の利用件数を効果指標としているが、目標値が設定されていない。また、事業の有用性をより高めるためにオーパスシステム利用者からアンケート等によるフィードバックを徴取し、当該フィードバックを分析し、活用することを検討されたい。	意見 23
18	地域就労支援事業	労働雇用政策室	事業の効果指標として、相談件数、就労者数を指標としているが、事業の評価としては、相談を受けて就労した方が、その後も一定期間就労し続けているのか、どのような変化が生じたのか等についても、把握することが有用であると考えられるから、本人にヒアリングをするということなども、検討されたい。	意見 24
19	産業振興 PR 経費	モノづくり支援室	契約保証金を免除するにあたり、決算内容をどのように判断したのかが明確でない。決算内容をどのように判断したのかについて、決裁書類上明確にすることが望ましい。	意見 25
19	産業振興 PR 経費	モノづくり支援室	過半が再委託されることとなる委託契約において随意契約による場合には、決裁上当該理由を明確にすることが望ましい。	意見 26

19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	事前の目標設定について受託者と目標値を共有して事業を実施しているとのことであるが、仕様書等においては特段定められていない。目標設定に関して仕様書等で明確にすることが望ましい。	意見 27
19	産業振興 PR 経費	モノづくり 支援室	モノづくり支援室は委託先から業務完了報告書入手し、業務の完了検査を行っているとのことであるが、いつ誰がどのようにその検査をしたのかを示す文書・記録がない。完了検査を実施した文書・記録を残すことが必要である。	結果 5
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	個店が支援を2年以上連続で受講することについて何ら制限を設けていない。現時点では、応募数が定員以内に収まっていることから問題は生じていないが、今後、本事業が浸透し応募数が増加した場合には受講できない個店が発生する可能性がある。そのため、応募状況によっては2年以上連続で受講することに何らかの制限を設けるとともに、事前に募集要項等に明記しておくことを検討されたい。	意見 28
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	委託業者によるレクチャーについては市の職員が同行し、仕様書の内容に基づき実施状況を確認しているとのことであるが、正式な様式に監督の実施として記録されているものではなく、同行した全件分の記録が残っているわけではない。同行した全件分について、監督の実施として確認結果の記録を正式な様式に即して残しておく、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	意見 29
20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	レクチャーの評価について、東大阪市は一部の個店をピックアップし直接ヒアリングを実施している。しかし、ヒアリング結果の記録については、正式な報告様式に即しているわけではない。正式な報告様式に即して残しておく、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	意見 30

20	商業振興 コーディネート 事業	商業課	当該委託においては、「個店の売上増加」を事業の目的とするものの、来店客の増加を効果指標として設定されているとのことである。 最終的なアウトカムに相当する当初の期待は「個店の売上増加」であることから、令和6年度からは個店の売上増加を効果指標として設定し、効果検証のための売上高把握を含めた事業設計を検討されたい。	意見 31
21	有害鳥獣駆除 対策事業	農政課	見回りに従事した者の氏名や従事日数、有害鳥獣の捕獲数は報告を受けているが、従事した日付や時間の報告は受けていない。 日誌等で従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、見回りが適時に実施されていること、及び委託料算定の要素である従事日数と整合していることまで確認することが望まれる。	意見 32
21	有害鳥獣駆除 対策事業	農政課	受託業者より決算報告書を入手しており、本事業に要した項目ごとの支出が記載されているが、内訳明細は把握できていない。 次期以降の委託料積算に役立てるためにも、各費目が具体的に何に要した支出を表しているのか理解することは重要であるから、更なる内訳明細を徴取するなどして、決算報告書の数値の正確性や適切性について確認することを検討されたい。	意見 33
21	有害鳥獣駆除 対策事業	農政課	委託料は受託業者からの見積額に基づいて算定されている。他の自治体が有害鳥獣駆除等委託業務に関する単価表を設定しているように、東大阪市としても適切と考える単価を設定したうえで、事業者が提出した見積額について慎重に検討を行い、契約を締結することが望まれる。	意見 34

各事業（指定管理業務）に関する結果及び意見				
指定管理 No	指定管理施設名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は意見番号
1	産業技術支援センター	モノづくり支援室	再委託契約において、契約書上「受託者は実施した作業内容及び作業に従事した作業員名を記録し、委託者の確認検査を受け、認印を求めなければならない」と規定されているが、確認検査を行った記録は残されていなかった。	結果 6
1	産業技術支援センター	モノづくり支援室	指定管理者は東大阪市に指定管理業務と自主事業、それぞれに係る決算数値を報告している。しかし、指定管理者は市への報告後決算数値に修正があったにもかかわらず、修正後の決算数値を報告していなかった。	結果 7
1	産業技術支援センター	モノづくり支援室	備品棚卸に使用する備品マスタに廃棄済の備品が含まれていた。東大阪市が抽出方法を誤ったことが原因であるが、適切に抽出を行い、適切な備品管理ができるようにしておくべきである。	意見 35
2	勤労市民センター	労働雇用政策室	契約において、事務処理規程において求められる決裁が得られていないものがあつた。	結果 8
2	勤労市民センター	労働雇用政策室	除却済の固定資産について除却処理が漏れていたものがあつた。	結果 9
2	勤労市民センター	労働雇用政策室	過年度に購入した固定資産について、市のシステムに適切に登録されていないものがあつた。	結果 10
2	勤労市民センター	労働雇用政策室	備品の現物を確認したところ、品名や整理番号が表示されていないものが見受けられた。市の財務規則に準じて、漏れなく適切に実査を行えるよう対象備品に関して個別番号シールを貼るべきである。	意見 36
2	勤労市民センター	労働雇用政策室	切手と収入印紙について、受払簿と現物との照合結果が残されていない。	結果 11
3	花園ラグビー場	花園・スポーツビジネス戦略課	花園ラグビー場の指定管理に関して、令和4年度に花園ラグビー場の指定管理者によるアンケートが実施されていなかった。アンケートが実施されなかったことは、仕様書違反であり、その時点で認識の齟齬の有無確認も含め適切な指導をするべきであつたし、完了検査が適切でなかったということである。	結果 12

3	花園ラグビー場	花園・スポーツビジネス戦略課	収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について、指定管理者が作成した基準の合理性を確認し、見直しが必要と判断する場合には、見直すよう指導する必要がある。	結果 13
3	花園ラグビー場	花園・スポーツビジネス戦略課	寄贈を受けた備品について、台帳に登録すべきものの、登録が行われていないものがあった。	結果 14
3	花園ラグビー場	花園・スポーツビジネス戦略課	備品について、品名や整理番号が表示されていないものが散見された。市の財務規則に準拠した取り扱いを行うべきである。	結果 15
4	総合体育館	市民スポーツ支援課	指定管理者は収支報告書を作成するにあたり、試算表の数値をもとに、エクセル上にて一定の調整を行っているが、当該エクセル上の調整を誤ったことにより、結果として収支報告書の記載を誤る結果となっている。所管課においても、収支報告書が正確に作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、決算における調整項目の妥当性について検討することが望ましい。	結果 16
4	総合体育館	市民スポーツ支援課	収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分ルールについて、指定管理者と所管課の間で認識の共有を行う必要がある。また、社員給与や光熱水費について全額を受託事業経費とする按分ルールについて格別の理由があるのか、指定管理者に確認の上で見直しがされる必要がある。	結果 17
4	総合体育館	市民スポーツ支援課	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合、内容確認を実施することが望ましい。	意見 37
4	総合体育館	市民スポーツ支援課	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市は	結果 18

			これらの検証を実施しておらず、適切に検証を行うべきである。	
4	総合体育館	市民スポーツ支援課	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	結果 19
5	スポーツホール	市民スポーツ支援課	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	意見 38
5	スポーツホール	市民スポーツ支援課	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、適切に検証を行うべきである。	結果 20
5	スポーツホール	市民スポーツ支援課	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	結果 21
6	東体育館	市民スポーツ支援課	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	意見 39

6	東体育館	市民スポーツ支援課	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、とりわけ、整合性については、両者に差異が生じているにも関わらず、当該差異及び発生原因を把握できていなかった。今後は検証を実施すべきである。	結果 22
6	東体育館	市民スポーツ支援課	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	結果 23
7	市民ふれあいホール	市民スポーツ支援課	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	意見 40
7	市民ふれあいホール	市民スポーツ支援課	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、とりわけ、整合性については、両者に差異が生じているにも関わらず、当該差異及び発生原因を把握できていなかった。今後は検証を実施すべきである。	結果 24
7	市民ふれあいホール	市民スポーツ支援課	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	結果 25

外郭団体に関する結果及び意見				
外郭団体 No	外郭団体名	所管課	監査の結果又は意見	結果又は意見番号
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	契約規程が作成されていなかった。	結果 26
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	日付が記載されていない取引誓約書を確認せず受け取っていた。	意見 41
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業として、每期同様の事業を再委託し、再委託先から成果品を入手しているものの、当該事業の効果について検証がされていない。每期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。	意見 42
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	業務完了後の成果物の管理、保管先について、契約内容設計時に確認しておく必要がある。	結果 27
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	中期経営計画では事業効果としてアウトプット、アウトカム指標を設定し、東大阪市と連携しながら適切にマネジメントをしていくことが必要である。	意見 43
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	再委託先との契約継続を行う場合の判断基準として、定性的な評価基準ではなく、客観的定量的な評価基準を設定しておくことが望まれる。	意見 44
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	賞与引当金が計上されていない。	結果 28
1	東大阪ツーリズム振興機構	国際観光室	支出起案書において、決裁漏れの起案書がある。	結果 29
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	産業技術支援センターに係る指定管理業務の貸室利用料収入の口座については、他の事業とは別口座で管理すべきである。	意見 45
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	事業計画及び事業報告書を每期公表しているが、各事業の計画に係る数値情報及び実績との比較情報が記載されておらず、また、事業報告書では事業実績や財務諸表を公表しているが、事業実施に係るアウトカム情報までは記載されていない。今後の情報開示について検討すべきである。	意見 46

2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	機構の2か所の出先機関の預金残高について出先機関毎に出納担当者が通帳との照合を実施しているとのことであるが、当該照合結果を本部が管理していない。出先機関で実施している普通預金残高と通帳との照合結果について、本部でも確認することが望ましい。	意見 47
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	共通経費の公益事業と収益事業への按分比率は、過去の利用者の比率に基づき設定しているが、その後の実績の把握は行っていない。按分比率が実態に合っていることを確認するために、決算ごとに実績を把握し、按分比率の見直しの可否を検討することが望ましい。	意見 48
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	賞与引当金の計上にあたり、社会保険料の法人負担分が含まれていないため、本来必要な繰入額より過少になっている。	結果 30
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	勤労市民センターの指定管理業務において、自主事業の報告を行っているが、市に対する報告数値と実際の決算数値に差異が生じていた。報告前に決算数値との整合性を確認することで誤りを発見できたものと考えられるため、報告前に適切な確認作業を行った上で、正確な報告を行うことが必要である。	結果 31
2	産業創造勤労者支援機構	モノづくり支援室	固定資産の実査に関する規程が定められておらず、定期的な実査が実施されていない。	結果 32
3	シルバー人材センター	労働雇用政策室	発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表が作成されていない。発注者からのヒアリングを通じて得られたコメント記録を基に、満足度評価の視点から分析取りまとめを行い、コメント一覧の共有や会員との意見交換により提供サービスに係る品質向上に対する取組みを実施することで、組織的な説明責任を果たすべきである。	意見 49
3	シルバー人材センター	労働雇用政策室	民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率に差異が設けられている。事務費率に差異を設ける特段の事情がない限り見直す必要がある。	意見 50

3	シルバー人材センター	労働雇用政策室	令和5年9月の「未収一覧表」を確認したところ、令和4年10月請求分の未収金(26,000円)が未納となっている。回収不能未収金処理内規第2条の各項に照らして回収不能処理の必要性について適宜に検討されたい。	結果33
3	シルバー人材センター	労働雇用政策室	財務規程を十分認識できていなかったため固定資産の現物照合を行っておらず、また、東大阪市もその状況を把握していなかった。財務規程の周知徹底を行うとともに、財務規程に従い毎事業年度1回以上固定資産台帳との現物照合を実施し、また、東大阪市は当センターの現物照合の実施状況をモニタリングするべきである。	結果34

以上